



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
12月13日（金）  
号 外  
第 41 号

## 目 次

### 規 則

○私立学校関係法施行細則の一部改正	1
○栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部改正	1
○栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正	2
○自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正	3
○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部改正	4
○栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正	5
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正	6

### 訓 令

○栃木県職員服務規程の一部改正	7
-----------------	---

### 教育委員会

○栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正	7
○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正	8

### 人事委員会

○職員の任用に関する規則及び栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正	9
○職員の退職手当に関する規則及び期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	11

### 公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正	12
--------------------	----

## 規 則

### 栃木県規則第十七号

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

#### 私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則

私立学校関係法施行細則（昭和三十二年栃木県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十五号備考第九号及び別記様式第二十五号備考第一号中「第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号」を「第38条第8項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

（文書学事課）

### 栃木県規則第十八号

栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県青少年健全育成条例施行規則（平成十九年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p><b>第十条</b> 条例第二十九条第二項第三号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。</u></p>	<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p><b>第十条</b> 条例第二十九条第二項第三号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。</u></p>

**附 則**

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

**栃木県規則第十九号**

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県立自然公園条例施行規則(昭和三十二年栃木県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p><b>第十八条の五</b> 条例第二十七条第三項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ <u>精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>ロ 略</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p><b>第十八条の五</b> 条例第二十七条第三項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>ロ 略</p>
<p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p><b>第十八条の六</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第二十七条第五項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>県及び市町村以外の者が、条例第二十七条第三項の規定による認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロに該当しないことを説明する書類</u></p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p>	<p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p><b>第十八条の六</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第二十七条第五項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p>

**第十八条の八 略**  
 2 条例第二十七条第八項において準用する同条第五項の知事が定める書類は、変更後の第十八条の六第三項第一号及び第二号に掲げる書類とする。

**第十八条の八 略**  
 2 条例第二十七条第八項において準用する同条第五項の知事が定める書類は、変更後の第十八条の六第三項各号に掲げる書類とする。

**附 則**

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

**栃木県規則第二十号**

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

**自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p><b>第十五条の三</b> 条例第二十条の三第三項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ <u>精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>ロ 略</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p><b>第十五条の四</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第二十条の三第五項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>県及び市町村以外の者が、条例第二十条の三第三項の規定による認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロに該当しないことを説明する書類</u></p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p><b>第十五条の六</b> 略</p> <p>2 条例第二十条の三第八項において準用する同条第五項の規則で定める書類は、変更後の第十五条の四第三項第一号及び第二号に掲げる書類とする。</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p><b>第十五条の三</b> 条例第二十条の三第三項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>ロ 略</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p><b>第十五条の四</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第二十条の三第五項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p><b>第十五条の六</b> 略</p> <p>2 条例第二十条の三第八項において準用する同条第五項の規則で定める書類は、変更後の第十五条の四第三項各号に掲げる書類とする。</p>

**附 則**

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(自然環境課)

栃木県規則第二十一号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成十一年栃木県規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 条例第十一条第一項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七 申請者が条例第十三条第一項第一号へに規定する未成年者又は第五条の三第九号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員<del>の氏名、生年月日、本籍地及び住所。</del>第十六条の二第二項第五号において同じ。)を記載した書面</p> <p>八 申請者が法人である場合には、条例第十三条第一項第一号トに規定する役員又は第五条の三第十号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>九 略</p> <p>十 申請者に次条又は第五条の三第七号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>十一〜十七 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(条例第十三条第一項第一号りの規則で定めるもの)</p> <p><b>第五条の三</b> 条例第十三条第一項第一号りの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 <del>精神の機能の障害により法第二条第一項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</del></p> <p>二 <del>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</del></p> <p>三〜九 略</p> <p>十 法人でその役員又はその使用人のうちに第一</p>	<p>(許可の申請)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 条例第十一条第一項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七 申請者が条例第十三条第一項第一号へに規定する未成年者又は第五条の三第八号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員<del>の氏名、生年月日、本籍地及び住所。</del>第十六条の二第二項第五号において同じ。)を記載した書面</p> <p>八 申請者が法人である場合には、条例第十三条第一項第一号トに規定する役員又は第五条の三第九号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>九 略</p> <p>十 申請者に次条又は第五条の三第六号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>十一〜十七 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(条例第十三条第一項第一号りの規則で定めるもの)</p> <p><b>第五条の三</b> 条例第十三条第一項第一号りの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 <del>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</del></p> <p>二〜八 略</p> <p>九 法人でその役員又はその使用人のうちに第一</p>

号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 個人でその使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十二 略

(譲受けの許可の申請)

**第十六条之二 略**

2 条例第二十二條之二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 四 略

五 申請者が条例第十三條第一項第一号へに規定する未成年者又は第五條之三第九号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

六 申請者が法人である場合には、条例第十三條第一項第一号トに規定する役員又は第五條之三第十号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

七 略

八 申請者に第五條之二又は第五條之三第七号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

九 略

号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 略

(譲受けの許可の申請)

**第十六条之二 略**

2 条例第二十二條之二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 四 略

五 申請者が条例第十三條第一項第一号へに規定する未成年者又は第五條之三第八号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

六 申請者が法人である場合には、条例第十三條第一項第一号トに規定する役員又は第五條之三第九号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

七 略

八 申請者に第五條之二又は第五條之三第六号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

九 略

別記様式第二号(裏)、別記様式第四号(裏)及び別記様式第十八号(裏)中「第5條之3第8号」を「第5條之3第9号」に、「第5條之3第9号」を「第5條之3第10号」に、「第5條之3第6号」を「第5條之3第7号」に改める。

**附 則**

- この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(廃棄物対策課)

**栃木県規則第二十二号**

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第六條 略</b></p> <p>(心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者)</p> <p><b>第六條之二</b> 条例第八條第三項第一号の規則で定め</p>	<p><b>第六條 略</b></p>

る者は、精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

様式第一号中「栃木県心身障害者扶養共済制度条例」を「栃木県心身障害者扶養共済条例」に改める。  
様式第一号中「平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に

③ 昭和	年 月 日
④ 平成	

「 年 月 日」に

① 明治	② 大正	年 月 日
③ 昭和	④ 平成	

「 年 月 日」を改め、「平成22年4月改訂」を記す。

様式第十号中「明治 昭和 年 月 日」を「大正 平成 年 月 日」に改める。

様式第二十四号の二中「栃木県心身障害者扶養共済制度条例」を「栃木県心身障害者扶養共済条例」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

**栃木県規則第二十三号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十二年栃木県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十号中「③成年被後見人又は被保佐人」を「③精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(障害福祉課)

訓 令

栃木県訓令第三号

本 庁  
出 先 機 関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年十二月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事故等の報告)</p> <p><b>第三十一条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、次の各号に該当するに至つたときは、速やかにその状況を事故報告書等により人事課長を経て知事に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員が地方公務員法第十六条第一号及び第四号並びに第二十八条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項並びに第二十九条第一項に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>三 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略</p> <p>3 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「の部長」とあるのは、「の部長(国体・障害者スポーツ大会局長を含む。）」とする。</p>	<p>(事故等の報告)</p> <p><b>第三十一条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、次の各号に該当するに至つたときは、速やかにその状況を事故報告書等により人事課長を経て知事に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員が地方公務員法第十六条第一号、第二号及び第五号並びに第二十八条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項並びに第二十九条第一項に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>三 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略</p> <p>3 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間における第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「の部長」とあるのは、「の部長(国体・障害者スポーツ大会局長を含む。）」とする。</p>

附 則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

(人事課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第三号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和元年十二月十三日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則(平成元年栃木県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「第7号中」を「第6号中」に、  
「第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

「第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

附 則

上の規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(義務教育課)

栃木県教育委員会訓令第4号

本 局  
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年十二月十三日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事故等の報告)</p> <p><b>第四十六条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかにその状況を事故報告書等により総務課長を経て教育長に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員が地方公務員法<b>第十六条第一号及び第四号</b>並びに第二十八条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項並びに第二十九条第一項に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>三 略</p>	<p>(事故等の報告)</p> <p><b>第四十六条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、次の各号の<b>一</b>に該当するに至つたときは、速やかにその状況を事故報告書等により総務課長を経て教育長に報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員が地方公務員法<b>第十六条第一号、第二号及び第五号</b>並びに第二十八条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項並びに第二十九条第一項に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>三 略</p>

附 則

上の訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。

(総務課)



**人事委員会**

栃木県人事委員会規則第四号

職員の利用に関する規則及び栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

**職員の利用に関する規則及び栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部を改正する規則**

(職員の利用に関する規則の一部改正)

**第一条** 職員の利用に関する規則(平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第八条第五項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に規定する職員を含む。第三條、第四條及び第三十四條において同じ。)の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職の分類)</p> <p><b>第三条</b> 職員(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))及び単純な労務に雇用される者を除く。)の職は、次の各号に掲げる職及びこれらの職とその職務の複雑、困難及び責任の度が同程度の職(以下「相当職」という。)とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>2 略</p> <p>(競争試験等による職員の採用)</p> <p><b>第四条</b> 職員(会計年度任用職員を除く。第三十四條を除き、以下同じ。)の採用(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定による採用を除く。)は、第十五條に規定する場合を除き、競争試験によるものとする。</p> <p>2   会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p> <p><b>第三十四條</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4   会計年度任用職員に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「六月間」とある</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第八条第五項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号)第一条に規定する職員を含む。以下   同じ。)の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職の分類)</p> <p><b>第三条</b> 職員( )</p> <p>  単純な労務に雇用される者を除く。)</p> <p>の職は、次の各号に掲げる職及びこれらの職とその職務の複雑、困難及び責任の度が同程度の職(以下「相当職」という。)とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>2 略</p> <p>(競争試験による職員の採用)</p> <p><b>第四条</b> 職員</p> <p>  )の採用(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定による採用を除く。)</p> <p>は、第十五條に規定する場合を除き、競争試験によるものとする。</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p> <p><b>第三十四條</b> 略</p> <p>2・3 略</p>

のは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、前項中「採用後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

**第三十五条** 法第二十二條の三第一項の規定により人事委員会の承認を得て臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新を行うことができる場合は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げるときとする。

一 三 略

2 略

(臨時的任用を行うことができる場合)

**第三十五条** 法第二十二條第二項の規定により人事委員会の承認を得て臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。

一 三 略

2 略

(栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)

**第二条** 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則(昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事務に対する協議及び報告)</p> <p><b>第六条</b> 任命権者は、別表第一第一項各号(第一号、第二号、第四号、第五号及び第十六号を除く。)に掲げる職への採用又は昇任を行ったときは、その結果に関する通知書を別記様式第一号により速やかに人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 警察本部長は、別表第一第一項第二号に掲げる採用試験及び同項第十六号に掲げる昇任試験を行う場合には、その実施計画その他必要事項についてあらかじめ人事委員会に協議するとともに、試験実施後速やかにその結果を報告しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、各年度ごとに、別表第一第一項第四号に掲げる職への採用の結果については別記様式第二号により、同項第五号に掲げる職への採用の結果については別記様式第三号により、翌年度の五月末日までに人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><b>別表第1 (第2条関係)</b> 任命権者への委任事項</p> <p>1 職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号。以下「任用規則」という。)関係</p> <p>(1) 任用規則第3条第1項に規定する会計年度任用職員の職への採用選考</p> <p>(2)~(16) 略</p>	<p>(委任事務に対する協議及び報告)</p> <p><b>第六条</b> 任命権者は、別表第一第一項各号(第一号、第三号、第四号及び第十五号を除く。)に掲げる職への採用又は昇任を行ったときは、その結果に関する通知書を別記様式第一号により速やかに人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 警察本部長は、別表第一第一項第一号に掲げる採用試験及び同項第十五号に掲げる昇任試験を行う場合には、その実施計画その他必要事項についてあらかじめ人事委員会に協議するとともに、試験実施後速やかにその結果を報告しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、各年度ごとに、別表第一第一項第三号に掲げる職への採用の結果については別記様式第二号により、同項第四号に掲げる職への採用の結果については別記様式第三号により、翌年度の五月末日までに人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><b>別表第1 (第2条関係)</b> 任命権者への委任事項</p> <p>1 職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号。以下「任用規則」という。)関係</p> <p>(1)~(15) 略</p>

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

職員の退職手当に関する規則及び期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の退職手当に関する規則及び期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第十二条第一項に規定する人事委員会規則で定める者)</p> <p><b>第十二条之二</b> 条例第十二条第一項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>四・六 略</p> <p>(失業者の退職手当の支給手続)</p> <p><b>第十四条</b> 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 前項に規定する申出は、条例第十二条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 12 略</p>	<p>(条例第十二条第一項に規定する人事委員会規則で定める者)</p> <p><b>第十二条之二</b> 条例第十二条第一項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>四・六 略</p> <p>(失業者の退職手当の支給手続)</p> <p><b>第十四条</b> 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 前項に規定する申出は、条例第十二条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から起算して一箇月以内</p> <p>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 12 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第三条</b> 条例第二十条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員</p>	<p><b>第三条</b> 条例第二十条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員</p>

であつたもの

- 一 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員等」という。))その他人事委員会の定める者に限る。)となつたもの
- イくへ 略
- 三 略

**第十条** 条例第二十条の四第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第一号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

- 一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者
- 二 略
- 2 略

であつたもの

- 一 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員等」という。))その他人事委員会の定める者に限る。)となつたもの
- イくへ 略
- 三 略

**第十条** 条例第二十条の四第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第一号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。

- 一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者
- 二 略
- 2 略

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する規則第十四条第六項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。  
(職員の退職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行前に退職した者が第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する規則第十二条の二第三号に掲げる者に該当する場合には、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する規則第十二条の二に規定する条例第十二条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。
- 3 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する規則第十四条第六項の規定は、同規則第十二条第一項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が一部施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

**公安委員会**

**栃木県公安委員会規則第十一号**

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の添付三十一中	「	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	を	「	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	に改め、同表の添付三十一
		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書			<input type="checkbox"/> 診断書	
		<input type="checkbox"/> 診断書				

十一(敷)中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」とし、「覚せい剤」を「覚醒剤」と改め、同表の添付三十五中

「	「	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	を	「	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	に改める。
		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書			<input type="checkbox"/> 診断書	
		<input type="checkbox"/> 診断書			<input type="checkbox"/> 誓約書	
		<input type="checkbox"/> 誓約書			<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚ちよう付)	
		<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚ちよう付)				

附 則

この規則は、令和元年十一月十四日から施行する。